\bigcirc	
地方自治法	
(昭和二十二年法律第六十七号)	

② [同上]	② [略]
	できない。
員と兼ねることができない。	院議員又は衆議院議員若しくは参議院議員の秘書と兼ねることが
第百四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議	第百四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員若しくは参議
② [同上]	② [略]
	一条第一項において同じ。) と兼ねることができない。
	又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。第百四十
	の他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員
	(昭和二十二年法律第七十九号)第百三十二条に規定する秘書そ
議院議員と兼ねることができない。	は参議院議員又は衆議院議員若しくは参議院議員の秘書(国会法
第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参	第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員若しく
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	〇 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)